

契約団体 各位

平素より弊社商品・サービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

保健同人社電話健康相談室より「新型コロナウイルス」に関する最新の情報をお届けいたします。
契約団体ご所属の皆さまの健康管理にお役立ていただければ幸いです。

株式会社保健同人社
電話健康相談室

「新型コロナウイルスに関連した感染症」情報

—薬局の新型コロナウイルス感染症対策について—

2020年3月23日版

薬局における新型コロナウイルス感染予防対策について

薬局では、誰もが新型コロナウイルスを保有している可能性を考慮して、来局患者に対応する際には、サージカルマスクの着用や手指衛生の徹底、FAXによる処方箋の受け付けなど、新型コロナウイルスに対する感染予防対策がとられています。

1. 新型コロナウイルス感染症患者（疑わしい者も含む）に対応する際の取り組み

- ①標準予防策に加え、飛沫予防策および接触予防策を実施
- ②個人防護具を着用中・脱衣時に眼・鼻・口の粘膜を触れないように注意し、着脱の前後で手指消毒を実施

※来局患者が新型コロナウイルス感染者であっても、①②が実施されていれば、対応した薬剤師等は濃厚接触者に該当しません。

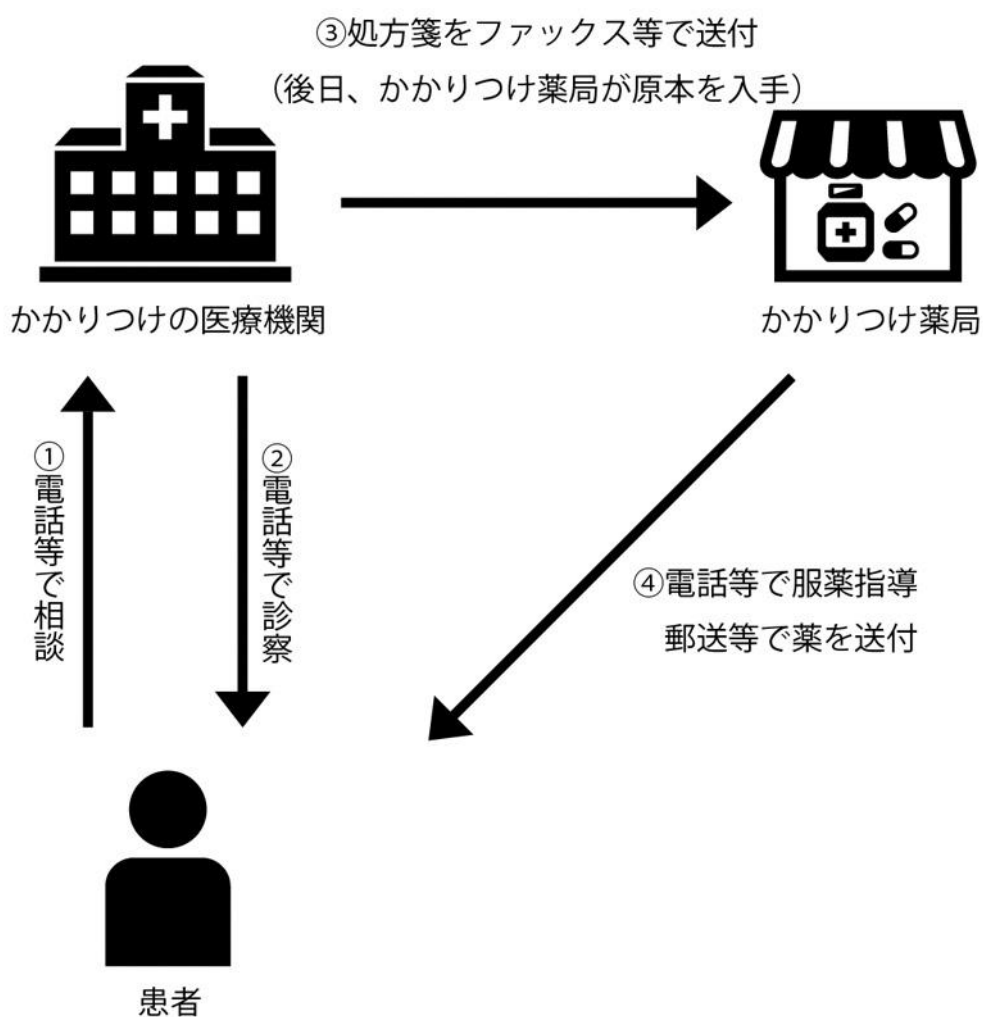
2. 電話やFAX等を用いた処方薬の受け取り

慢性疾患を持つ人が薬をもらうために医療機関を受診することは、新型コロナウイルスに感染するリスクがあることから、医療機関に行かずに電話やFAXなどの情報通信機器を使ったオンライン診療を利用して、薬の処方を受けることが認められています。

例えば、スマートフォンのテレビ電話を使ってかかりつけの医師の診察を受け、体調などについての問診を受けると、薬の処方箋がFAXで医療機関から薬局に送られます。続いて、薬局の薬剤師からスマートフォンで服薬指導を受け、その後、薬が自宅に配送される仕組みです。

日本保険薬局協会（NPhA）が実施した「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関するアンケート（調査期間 3/9～3/13）」結果によると、回答した会員企業 128 社のうち約 6 割が FAX を介した処方箋受け付けを行っていました。ただし、オンライン診療が認められるのは、複数回受診しているかかりつけ医療機関で、同じ薬を処方してもらう場合などに限られています。

感染をおそれるあまり通院するのをためらって、飲んでいる薬がなくなり健康を損うことのないよう、早めにかかりつけの医療機関へ相談しましょう。なお、この仕組みは新型コロナウイルス感染症対策での特例であり、通常は医療機関への受診が必要です。



【本日の用語解説】

個人防護具：PPE (Personal Protective Equipment)

各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じて適切な PPE を準備する必要がある。主な PPE として、マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ（手袋）、キャップ、フェイスシールドなどがある。

標準予防策（スタンダード・プリコーション）

感染症の有無に関わらず全ての患者のケアに際して普遍的に適用する予防策。標準予防策は、患者の血液、体液（唾液、胸水、腹水、心嚢液、脳脊髄液等すべての体液）、分泌物（汗は除く）、排泄物、あるいは傷のある皮膚や粘膜を感染の可能性のある物質とみなし対応することで、患者と医療従事者双方における病院感染の危険性を減少させる予防策である。すべての医療行為の基本となり、感染防止に対して一番大きな役割を果たすのが手指衛生（手洗いまたは手指消毒）である。

サージカルマスク（医療用マスク）

空気中に飛散する体液の飛沫が主なる過の対象である。対象とする粒子径は、一般的には $5\mu\text{m}$ より大きいとされている。新型コロナウイルス単体 ($0.1\sim 0.2\mu\text{m}$) で微粒子として空気中に浮遊する場合には、医療用マスクでは対応できない。

オンライン診療

遠隔医療（情報通信機器を活用した健康増進、医療に関する行為）のうち、医師－患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察および診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為をリアルタイムにより行う行為。

監修：寺下 謙三（寺下医学事務所 代表）

【参考】

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者が薬局に来局した際の留意点について（令和2年3月12日付け事務連絡・厚労省HP）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000608518.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（令和2年2月28日付け事務連絡・厚労省HP）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000602426.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その2）（令和2年2月28日付け事務連絡・厚労省HP）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000602230.pdf>

- ・新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その3）（令和2年3月2日付け 事務連絡・厚労省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000602503.pdf>

- ・个人防护具に関する規格参考例（厚労省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000570344.pdf>

- ・オンライン診療の適切な実施に関する指針（平成30年3月・令和元年9月一部改訂 厚労省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000534254.pdf>